

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、法第21条第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、同項の規定による報告を求めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、法第21条第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、同項の規定による報告を求めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。